

医 政 第 3 6 7 号

令和 8 年 7 月 6 日

(公社) 岡山県医師会長
(一社) 岡山県病院協会
(一社) 岡山県歯科医師会長
(一社) 岡山県助産師会長

} 殿

岡山県保健医療部長

令和 8 年度医療法第 2 5 条第 1 項の規定に基づく医療機関等立入検査
の実施方針（岡山県）について

医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8 年度の医療法第 2 5 条第 1 項の規定に基づく立入検査に係る実施方針（開設地が岡山市又は倉敷市の区域にある医療機関等に係るものを除く。）を別添のとおりとしましたので、お知らせします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/1046034.html>